

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和 5 年 4 月 17 日（諮問第 136 号）

答申日：令和 5 年 10 月 3 日（答申第 96 号）

事件名：結核定期健康診断の実施報告に関する文書の非公開決定処分に対する
審査請求に関する件

答 申

第 1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田県立横手高等学校、秋田県立雄物川高等学校及び秋田県立増田高等学校（以下「本件各学校」という。）が令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、横手保健所に令和 4 年 7 月 11 日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和 5 年 1 月 6 日、秋田県情報公開条例（昭和 62 年秋田県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和 5 年 1 月 17 日、本件公開請求に対し、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年1月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

結核とは、感染症法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。感染症法第53条の2第1項において、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。本件各学校は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、本件各学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項で、具体的に、「法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度」と列挙されている。つまり、本件各学校のいわゆる一学年の生徒に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を本件各学校の長が実施しなければならない。そして、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項本文の規定に基づき、「法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。」とされている。

感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7第1項として、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事

項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とされている。そして、対象文書は感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、本件各学校の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。すなわち、令和4年4月実施分は令和4年5月10日又は翌開庁日までに、令和4年5月実施分は令和4年6月10日又は翌開庁日までに及び令和4年6月実施分は令和4年7月10日又は翌開庁日までに、と定期に報告されているはずである。よって、本件処分の「公開しない理由」の主張「当該期間に文書提出がなかったため。」は不合理であり、本件処分では対象文書の特定が不十分である。

以上から、本件処分及び「公開しない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、本件各学校は地方公共団体である秋田県教育委員会が設置する学校であるから、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態である。つまり、厚生労働省令に違反してその事務が行われているとは到底信じがたい。よって、本件各学校がそれらの所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じがたい。よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

感染症法に基づく結核対策業務について、県内の保健所は、秋田県結核予防事務処理要領（平成16年5月1日。以下「要領」という。）に基づいて行っている。

本件処分に係る行政文書公開請求書において、「請求しようとする行政文

書の内容」の欄に「感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」との記載があることなどから、請求対象文書は、要領第7章の1の(1)に規定する「様式第2-3号 結核定期健康診断月報の実施報告について」(以下「月報」という。)が該当すると考えられる。

この月報については、要領第7章の1の(2)において、事業者や学校長等の健康診断実施者が、定期の健康診断を行ったときは、健康診断を実施した年度の翌年度の4月10日までに管轄する保健所長に報告しなければならないとされている。

これに従い、横手保健所(平鹿地域振興局福祉環境部)は、従来どおり令和4年度における月報についても、令和5年3月中旬までに管内の事業者や学校長等から提出してもらい、令和5年4月に集計して主管課(保健・疾病対策課)に報告することになっていた。

こうした中、令和5年1月6日付けで審査請求人から、横手保健所管内の本件各学校が令和4年4月1日から令和4年6月30日までに生徒を対象に実施して令和4年7月11日までに横手保健所に提出した月報、すなわち本件対象文書に対する公開請求があった。

しかし、月報の提出等の時期については3月中旬までを予定していたほか、本件各学校から従来よりも早く月報が提出されることもなかったことから、令和4年7月11日までに横手保健所に本件対象文書は提出されておらず、本件対象文書を保有していなかった。

従って、条例第10条第1項に基づいて不存在による非公開処分を行ったものである。

要領の定めが法令に抵触しているという認識はあるが、実際に平成16年からこの運用により、事業所や施設の協力を得て運用しており、今に至っている。横手保健所管内では、早い時期に報告を提出している学校が何校かはあるが、それ以外の学校については年度内に報告するよう依頼している。本件の審査請求が提起された時点では、横手高校の月報しか保有していなかったが、その後、他の高校からも報告があったものである。

第5 調査審議の経過

- | | | | | |
|---|----|----|-------|-------------|
| 1 | 令和 | 5年 | 4月17日 | 諮問の受付 |
| 2 | 同 | 年 | 6月20日 | 審議 |
| 3 | 同 | 年 | 8月4日 | 実施機関による意見陳述 |
| 4 | 同 | 年 | 10月3日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件各学校が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、横手保健所に令和4年7月11日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式であるところ、実施機関は、「感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」については要領に定める月報が該当するとして、本件各学校から令和4年7月11日までに月報が提出されなかったため、本件対象文書を保有していないとして非公開としている。

要領第7章の1の(1)、(2)及び月報の様式の記載から、本県における感染症法施行規則第27条の5第1項に定める報告は、月報によって行われるものと認められるから、本件対象文書の「感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」については月報が該当するとした実施機関の判断は妥当である。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、実施機関が本件処分における非公開理由を令和4年7月11日までに文書提出がなかったためとしているのは、感染症法等の規定に抵触している状態であって不合理であり、到底信じ難く、対象文書の特定が不十分である旨主張する。

実施機関によれば、本県の保健所に対して行われる結核に係る定期の健康診断の報告に関しては、要領において、健康診断実施者が定期の健康診断を行ったときには、健康診断を実施した年度の翌年度の4月10日までに管轄する保健所長に報告しなければならないと定められていることに従って運用されており、令和4年度においては令和5年3月末までに管内の健康診断実施者から報告を受けていたもので、本件各学校からの月報についても、令和4年7月11日までに提出されたものはなく、それぞれ令和5年3月末までに横手保健所に提出されたものであるとしている。

確かに、上記の本県における運用は、感染症法施行規則第27条の5第1項の「一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、(略)報告しなければならない」との規定に反しているものではあるが、実際には要領の定めるところに従って令和5年3月末までに本件各学校から月報が提出されていることからすると、令和4年7月11日までに提出された月報、すなわち本

件対象文書を保有していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件対象文書について、これを保有していないとして不存在を理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士